

中核市市長会議 in 和歌山

日 時：平成23年11月2日（水）

9時00分～10時20分

会 場：ダイワロイネットホテル和歌山

4階 ボールルームグラン

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 プロジェクト活動報告および意見交換

（1） 権限移譲検討プロジェクト

【資料1】

（2） 財源確保研究プロジェクト

【資料2】

（3） 地域自律に向けた都市制度再編プロジェクト

【資料3】

4 国の施策・予算に関する提言について

【資料4】

5 中核市市長会提言書採択

6 中核市サミットのあり方検討報告

【資料5】

7 災害時相互応援体制の強化について

【資料6】

8 そ の 他

9 閉 会

中核市市長会議 in 和歌山 出席者名簿

青 森 市 市長

市長公室秘書課主幹
企画財政部長
企画財政部企画調整課長
企画財政部企画調整課主幹
企画財政部企画調整課主査
企画財政部企画調整課主査
企画財政部企画調整課主事

盛 岡 市 市長公室長

秋 田 市 市長

秘書課主事
企画調整課長
企画調整課主査

郡 山 市 市長

総務部次長兼秘書課長
総合政策部長
総合政策部参事兼政策調整課長

いわき市 行政経営部長

行政経営課事務主任

宇都宮市 市長

行政改革課課長補佐

前 橋 市 政策部政策推進課長

政策部政策推進課主任

高 崎 市 副市長

企画調整課長

川 越 市 市長

政策財政部長

秘書室長

船 橋 市 企画調整課副主幹

企画調整課副主査

柏 市 副市長

企画部次長

企画部企画調整課統括リーダー

鹿 内 博

舘山 公

伊藤 哲也

杉山 潔

森 敏之

山内 健

木村 誠

小林 優介

佐藤 光彦

穂積 志

相場 裕介

工藤 喜根男

石塚 史子

原 正夫

寺西 仁

菅野 利和

山本 邦雄

大和田 正人

木村 政昭

佐藤 栄一

安納 正和

西澤 秀明

井草 依早子

木村 正志

谷川 浩

川合 善明

風間 清司

早川 茂

高橋 錦司

大森 芳雄

浅羽 大嗣

大竹 正祥

稻荷田 修一

横須賀市	市長 総務部行政管理課長 総務部行政管理課主任	吉田 雄人 尾澤 仁 村野 勝
富山市	副市長 企画管理部参事（企画調整課長） 秘書課主幹	老月 邦夫 本田 信次 高柳 誠
長野市	市長 企画政策部企画課係長 企画政策部企画課主事 企画政策部秘書課係長	鷺澤 正一 湯本 智晴 柴 祐樹
岐阜市	市長 企画部長 企画部総合政策課副主査 市長公室秘書課主任	返町 健 細江 茂光 伊藤 彰啓 加藤 照彦 加藤 浩司
豊橋市	市長 総務部長 総務部行政課長 総務部行政課主査	佐原 光一 浅野 鉄也 杉浦 康夫 小林 康之
岡崎市	市長 市長公室秘書課副主幹	柴田 紘一 中村 耕
豊田市	総合企画部長 総合企画部経営政策本部環境モデル都市推進課長	太田 稔彦 阿久津 正典
大津市	副市長 都市経営室	佐藤 賢 富田 直
高槻市	政策企画室主査	竹口 寛明
東大阪市	市長 秘書室 経営企画部政策推進室主査	野田 義和 戸部 菜摘 吉田 典正
姫路市	副市長 市長公室企画政策推進室主幹 市長公室企画政策推進室主事	飯島 義雄 段 守 田中 裕介
尼崎市	企画財政局政策室政策担当主事	興梠 尚子
西宮市	市長 市長室長 政策推進グループ長	河野 昌弘 垣尾 憲二 時井 一成

奈良市

市長

総合政策部参事

総合政策部総合政策課主任

総合政策部総合政策課

和歌山市

市長

市長公室秘書広報部秘書課副主任

総務局企画部長

総務局企画部企画課長

総務局企画部企画課副課長

総務局企画部企画課地方分権推進班長

総務局企画部企画課副主査

総務局企画部企画課副主任

倉敷市

企画経営室主任

福山市

副市長

企画総務局企画部企画課長

下関市

副市長

総合政策部長

財政部長

総合政策部企画課長

総合政策部企画課主任

高松市

市長

財務部長

市民政策部次長

企画課企画担当課長補佐

企画課企画員

松山市

総務部長

行政改革推進課副主幹

行政改革推進課主任

高知市

財務部長

久留米市

市長

秘書室長

広域行政推進課長

長崎市

総合企画室係長

大分市

市長

企画部次長兼企画課長

企画部企画課主幹

企画部企画課主査

仲川 げん

岩井 秀臣

小橋 勇

水吉 将司

大橋 建一

松坂 亮佑

豊田 勝彦

瀧谷 善範

堀内 達也

小川 美弥子

大友 敦

酒井 佳奈

火口 博行

開原 算彦

渡邊 寛子

吉川 宗利

河原 明彦

田林 信哉

金山 俊之

近江 正男

大西 秀人

城下 正寿

宮武 寛

中川 昌之

諏訪 勝也

山本 昭弘

芳野 昌宏

豊川 裕也

黒田 直稔

檜原 利則

山口 文刀

猪口 徹

松尾 龍太

釘宮 磐

玉衛 隆見

川野 洋史

永野 謙吾

宮 崎 市 副市長
 企画財政部長
 企画政策課主任主事

鹿児島市 副市長
 政策企画課主幹
 政策企画課技師
 秘書課主事

四日市市 政策推進課主幹

豊 中 市 政策企画部企画調整室中核市推進チーム長主幹

越 谷 市 企画部副部長兼企画課長
 企画部企画課中核市準備担当副主幹

東京事務所 所長
 副所長
 副所長

金丸 健二
中尾 正英
中原 剛
古木 岳美
有村 浩明
稲葉 直志
中西 暁子
矢澤 賢太郎
志水 巧
立澤 悟
牟田 守之
北 克巳
原田 勝
吉田 幸弘

日時:平成23年11月2日(水)
9時00分から10時20分まで
会場:ダイワロイネットホテル和歌山
4階 ボールルームグラン

司会

● 事務局	○ 和歌山 ○ 和歌山 ○ 東京事務所
事務局	○ 東京事務所 ○ 東京事務所 ○ 和歌山
あり ● 幹事市	○ 豊橋 ○ 豊橋 ○ 豊橋

○ ○ ○ 受付

報道	○ ○ ○
報道	○ ○ ○
報道	○ ○ ○
報道	○ ○ ○

権限移譲検討プロジェクト活動報告

幹事市：大 分 市

1 第3回プロジェクト会議での協議事項

【協議事項】

1. 各市アンケート結果の報告
2. 提言の方向性に関する意見聴取
3. 今後の作業内容の確認

【協議の論点、課題等】

1. 各市アンケート調査によって得られた権限移譲等に係る各市の現状等を報告
2. 各研究グループから提出された項目をもとに、提言の方向性と、それを具体化し裏付けるために今後取り組むべき作業内容を提示。それらに対する意見の聴取
3. 新たに追加すべき提言の項目についての意見聴取

2 今後の活動予定（11月～5月）

【活動概要】

第3回会議における指摘事項を各研究グループで再度協議。その上で、現行制度、国の動向、指定都市における行財政運営など、中核市を取り巻く情勢を分析し、円滑な事務権限の移譲を実現するための方策、必要な法律や制度の改正等に関する提言書を作成する。

【今後の予定】

- 11月 第3回会議における指摘事項のグループ内協議
- 12月 幹事市、グループリーダー事務担当者会議（予定）
 - ・グループ内協議の報告と提言の方向性の確認
 - ・提言案作成に向けたグループ間調整
 - ・今後の作業の進め方の再確認
- 12月～3月 各グループ内協議
- 4月 各グループ提言案の集約・調整
プロジェクト各都市市長への意見聴取（文書協議）
- 5月 提言素案の作成

財源確保研究プロジェクト活動報告

幹事市：高 松 市

1 第3回プロジェクト会議での協議事項

【協議事項】

- 1 社会保障サービスにおける地方単独事業調査結果について
- 2 社会保障・税一体改革の推進に当たっての提言について

【協議の論点、課題等】

- 1 社会保障サービスにおける地方単独事業調査結果について
 - ・ 法令等により義務付けられた事業
 - ・ 全国的に実施されている事業
 - 乳幼児医療費助成
 - 障害者（児）医療費助成
 - 母子（父子）家庭医療費助成 等
- 2 社会保障・税一体改革の推進に当たっての提言について
 - ・ 社会保障・税一体改革についての現状と課題について

2 今後の活動予定（11月～3月）

【活動概要】

提言活動、来年度研究テーマの検討

【今後の予定】

- | | |
|--------|--------------|
| 11月 | 政府関係機関に提言書提出 |
| 12月 | 総務大臣懇談会テーマ確定 |
| 12月～1月 | 来年度研究テーマの検討 |
| 2月～3月 | 来年度活動内容の検討 |

社会保障・税一体改革の推進に当たっての提言(案)

私たち中核市市長会では、継続的かつ包括的な社会保障サービスの実現を目指して、本年6月2日に、政府・与党に対して「社会保障と税の一体改革に関する提言」を行いました。

その後、社会保障と税の一体改革については、6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において、基本の方針が取りまとめられ、7月1日に「社会保障・税一体改革成案」として閣議報告がなされており、今後は、成案に示された工程表に沿って、各分野の制度改革が進められることとなっております。

政府におかれましては、本会の提言および都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、今後の社会保障・税の一体改革を推進するに当たり、以下の事項について積極的な措置を講じるよう求めます。

1 地方単独事業の重要性について

地方は、住民の生活全般に渡り、継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供しており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は成立し得ず、全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えている現状を再認識した上で、地方消費税の拡充を始めとした地方税財源の充実強化を図ること。

2 「国と地方の協議の場」の積極的な活用について

「国と地方の協議の場」が法制化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計に当たっては、地方の意見を的確に反映し、地方消費税の拡充を始めとした地方税財源の充実強化など、国・地方の適切な財源

配分を含め、効果的な制度となるよう、「社会保障・税一体改革分科会」の積極的な活用を図ること。

3 地方交付税の財源保障・調整機能の強化について

国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスの提供に必要となる財源保障機能と、地域間の税財源の偏在性を是正する財源調整機能を強化するため、地方の実態を十分に踏まえた地方財政計画の作成と、所要の地方交付税総額の確保を行うこと。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引上げること等により解消を図るとともに、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

平成23年11月2日

中核市市長会

地域自律に向けた都市制度再編プロジェクト活動報告

幹事市： 奈良市

1 第3回プロジェクト会議での協議事項

【協議事項】

- 1 地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言（案）について
- 2 都市制度の見直し及び都市再編に向けた検討について

【協議の論点、課題等】

- 1 地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言（案）について
 - プロジェクト提言案の内容の確認
 - 2 回のプロジェクト会議の議論を踏まえて、プロジェクト参加市の意見を集約し、提言案を作成。
- 2 都市制度の見直し及び都市再編に向けた検討について
 - 各市代表者による意見交換
 - 都市制度の見直しをめぐる昨今の地方及び国の動向を踏まえ、「地方分権のあるべき姿、実現すべき都市制度とはいかなるものか」について議論。

2 今後の活動予定（11月～3月）

【活動概要】

市長会議において承認を受けた後、プロジェクトからの提言を国に提出した後、1月に開催が見込まれる総務大臣と中核市市長との懇談会における発言テーマ等のとりまとめを進める。

また、年度報告書のとりまとめを行うとともに、引き続き、都市制度の見直し及び都市再編に関する調査研究を進める。

【今後の予定】

11月 国への提言活動

12月 総務大臣と中核市市長との懇談会の発言テーマ等のとりまとめ

1月 総務大臣と中核市市長との懇談会

3月 年度報告書のとりまとめ

地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言（案）

中核市制度は平成 7 年に創設され、平成 8 年に 12 市が初めて中核市の指定を受けて、現在では 41 市が指定を受けている。

我々中核市は、地方分権の牽引役として移譲された権限を活用し、市民に身近で自律的な総合行政主体として市民サービスの向上を積極的に推進するとともに、地域の中核として周辺の基礎自治体と連携して地域の発展に努めてきた。

しかし、現在の中核市制度においては、中核市がこうした役割を果たす上で十分な権限を移譲されておらず、権限に見合う財源も十分に措置されていない。そのため、中核市の指定の申し出の要件である人口 30 万以上を満たしながらも、中核市への移行に踏み切れない市も少なからず存在する。こうしたことから、中核市制度が必ずしも十分に機能しているとは言えない状況にある。

地域のことは地域が決めるという基本理念の下、これまで以上に自律した活力ある地域を実現し、ひいては我が国全体の活力を高めるには、我々中核市がその能力を最大限発揮することが不可欠であり、そのためには、中核市制度の一層の拡充、さらには地方自治法の改正を伴う都市制度の抜本的な見直しが必要である。

したがって、中核市市長会では、地域自律の観点から都市制度の見直しについて、次のとおり提言する。

1 中核市が自律的な都市経営を行い、市民サービスの向上を図る上で必要な権限を早期に移譲するとともに、権限に応じた財源の移譲を確実に行うこと

市民本位の視点に立ち、中核市が地域の状況に即した行政を総合的かつ自律的に遂行するために必要な権限を早期に移譲するとともに、かかる権限の執行に必要な税財源の移譲を確実に行うこと。

特に、県費負担教職員の人事権をはじめとした現在政令指定都市が有している権限及び財源については、中核市の能力及び状況に応じて早期に移譲すること。

ただし、中核市に移譲されるべき権限については、全て一律に定めるのではなく、各中核市の地域特性及び市民サービスへの影響等の観点から柔軟な制度設計を行うこと。

2 中核市が地域の中核として周辺基礎自治体との広域的な連携を円滑に行うために必要な措置を早期に講じること

中核市が地域の中核として多様な役割を期待されていることを踏まえ、地域特性に応じて周辺基礎自治体との連携を円滑に行えるよう、財源措置のあり方を含め、広域連携の仕組みの見直しを行うこと。

特に、定住自立圏構想については、地域の中核としての役割を果たしながらも要件に適合しない中核市も存在することから、より地域の実情に合った制度となるよう中心市要件の緩和等を見直しを図ること。

3 都市制度については、区分を含めて抜本的に見直し、地域の自律的發展に資する都市制度として再構築すること

補完性の原則に基づき、国・広域自治体・基礎自治体の役割を明確にした上で、政令指定都市及び中核市等の区分を含めて都市制度を抜本的に見直すこと。

見直しにあたっては、都市の規模や能力、地域における役割等に応じて権限及び財源を適切かつ大胆に配分するとともに、現在の中核市規模の基礎自治体については総合行政主体として地域において自律的な都市経営が行える都市制度に再構築すること。

また、基礎自治体がより自律的な都市区分へ移行することを推進するため、区分の移行に際して生じる財政負担に対する支援、移行の手續の簡素化及び基礎自治体の行政基盤の拡大の促進等を図ること。

4 都市制度の抜本的な見直し及び地方行政に影響を及ぼす重要施策の制度設計にあたっては、中核市の意見を十分に取り入れること

地方制度調査会及び国と地方の協議の場等において、都市制度の抜本的な見直し及び地方行政に影響を及ぼす重要施策の制度設計に関する審議・協議を行うにあたっては、中核市をはじめとする都市区分ごとの代表者が参加する分科会又は専門部会等を設置して調査・検討を行うなど、中核市の位置付けを明確にし、その意見を反映させるための具体的な枠組みを構築すること。

また、その他様々な形で中核市市長会と意見交換する機会を設け、地方が抱える課題に関する情報を共有し、中核市市長会の意見を積極的に施策に反映させること。

平成23年11月 2日

中 核 市 市 長 会

国の施策・予算に関する提言（案）

今回の東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、被災者だけでなく、日本中・世界中の人々が、一日も早い復旧・復興を願っている。

中核市市長会としても、6月2日、国に対して「東日本大震災の支援・対策に係る要望」及び「原子力発電所事故に係る要望」を行い、迅速かつ適切な震災対応を求めてきた。

同時に、われわれ中核市は、積極的に被災者の声に耳を傾け、被災地のニーズを的確に把握し、自治体間で連携・協力して迅速な支援を行うなど、早期の復旧・復興に向けて最大限の努力を行っている。

しかし、多くの被災者は、自分たちの住まい、働く場を失い、未だ家族と安心して暮らすことができないなど、経済的・精神的に厳しい状況が続いている。

よって、国においては、早急に、住民が安心し、将来への希望を持って生活することができるよう、東京電力福島第一原子力発電所における事故の収束を始めとして、復旧・復興への取り組みをより一層強化し、地域経済の再生を図るとともに、今後の被災時支援体制の強化に向けた適切な措置を講じるよう、要請する。

一方、国と地方の関係においては、地域主権戦略大綱に基づき、平成23年4月には、国と地方の協議の場が法制化されたほか、8月には、第2次一括法が成立するなど、徐々にではあるが改革が進められていることは一定の評価ができるものの、都道府県に導入された地域自主戦略交付金における地方の裁量が不十分であるなど、その内容については多くの課題を抱えている。

中核市としては、これまで、徹底した行財政改革に取り組むとともに、国および都道府県から移譲された権限及び事業に対して真摯に取り組み、住民が安全に、そして安心して生活できるよう、行政サービスの向上を図ってきた。

今後、より迅速に地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進し、住民が豊かに暮らすことができる社会の形成を図るため、国と地方の役割分担を明確化し、税財源の配分を見直すことにより、真の分権型社会を実現することが重要である。

よって、国においては、今後の予算編成に当たって、次の事項を実現することを強く要請する。

1 震災関連について

(1) 新たな交付金制度と復興特別区域制度の創設

- ① 地域が、それぞれの被災地の実情に応じて迅速かつ主体的に復旧・復興に取り組むことができるようにするため、自由度の高い新たな交付金制度を創設すること。
- ② 復興特別区域制度については、被災地の状況に柔軟に対応できるような制度とするとともに、被災地が一刻も早く復興への道筋をつけることができるよう、早期に法制化すること。

(2) 放射能汚染に対する安全対策の推進と健康被害対策の強化

- ① 住民が安心して生活できる環境を取り戻すため、放射性物質に汚染された土壌・瓦礫等の撤去・処分・除染等を適切に実施するとともに、その安全基準や取扱い等に関する指針を早急に明示すること。
- ② 除去した表土、汚泥、焼却灰等の一時保管に要するすべての費用について財政措置を講じるとともに、早期に最終処分場の確保を図ること。
- ③ 自治体や住民等が、放射線量の低減策として実施する除染活動に要するすべての費用について、財政措置を講じること。
- ④ 食の安全・安心のため、農作物の放射線等の検査体制の強化や放射性物質吸収抑制策等、安全な農作物の生産対策を図り、それらに要するすべての費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ 放射性物質を原因とする健康被害に対する監視の強化を図るため、長期的かつ継続的な医療や健康診断等の対策を講じること。

(3) 原子力安全対策の強化

- ① 福島第一原子力発電所災害について、一刻も早い事故収束を図るとともに、国内すべての原子力発電所に対して、より確実な安全対策を講じるよう、適切に指導すること。
- ② 住民が求める安全・安心の確保に向け、災害時だけでなく平時から適切に情報提供を行うとともに、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（E P Z）の範囲を見直すこと。なお、E P Zの範囲が変更することにより、原子力関連施設が立地しないものの、当該E P Zに含まれる自治体に取り組む原子力防災体制の強化策に対しても、財政措置を講じること。

(4) 国等の関係機関の設置

- ① 「原子力安全庁（仮称）」や、「復興庁（仮称）」の出先機関をはじめ、放射線に係る研究・医療機関などの国等の関係機関を、被災市に整備すること。

(5) 柔軟かつ十分な財政措置

- ① 公共施設については、災害時における地域の重要な防災拠点としての役割も担うことから、建替えや大規模改修にあたっては、従来の枠組みにとられない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- ② 震災対応により、財源が不足している被災自治体が過度な負担を強いられることがないように、特別交付税を充実するなど、財政措置を講じること。
- ③ 原子力発電所事故に係る避難住民に対する行政サービスの提供にあたっては、いわゆる原発避難者特例法の規定により、国が必要な財政上の措置を講ずるものとされていることから、速やかに財政措置の手法を明示するとともに、費用負担の不公平が生じないように、適切な財政措置を行うこと。
- ④ ゴミ処理や消防等、域内処理とされた事務については、普通交付税の算定において、災害により避難してきた人口増等を考慮した補正係数の創設等により措置すること。なお、平成23年度については、相当の費用を特別交付税において措置すること。
- ⑤ 個人もしくは組合等が管理する井戸などを含めた、水道事業の給水区域外における水源の枯渇、小規模な給水施設の損壊などの復旧及び新設に要する経費に対して、財政的な支援をするための補助制度を整備するとともに、詳細な水源枯渇の科学的な原因調査や新たな水源調査を国において実施すること。

(6) 産業基盤の復興支援と就労支援の充実

- ① 早期に被災地の経済活動を回復するため、二重債務問題を解決するための制度を構築するとともに、資金繰り支援、事業用施設の整備支援等の中小企業支援のほか、新たに起業するときの融資制度を新設するなど、積極的に必要な支援策を講じること。
- ② 被災地の雇用を促進し、復興を牽引するため、地域の特色を生かして、再生可能エネルギー産業や医療産業等の拠点づくりを行うなど、産業基盤の復興に資する環境整備を図ること。
- ③ 被災地の新たな産業の創出を図るとともに、雇用を促進するための支援制度を創設すること。

(7) 風評被害対策の強化

- ① 農林水産業者、さらに中小企業や商店街では、甚大な風評被害を受けていることから、安定した経営の維持を図るため、早期に十分な風評被害補償を受けることができるように、国が責任を持って対応すること。
- ② 放射能汚染のない安全・安心な食物および製品であることを国内外へ正確に発信するとともに、地域の自主的な安全・安心を高めるための取り組みに対して財政措置を講じること。
- ③ 観光産業においても、同様の対応により、観光振興に向けた支援策を講

じること。

(8) 被災者の生活再建への支援

- ① 原子力発電所事故に伴う損害賠償については、国の責任において、全力を挙げて対応し、早期救済を図ること。
- ② 一刻も早く、被災者が安定して生活できるようにするため、住居の賃貸および取得に対する支援を強化すること。
- ③ 宅地被害を受けた被災者の多くは住宅も被害を受けているが、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援はあるものの、液状化を含め宅地に対する給付型の支援制度は存在しないことから、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減を図るため、既存制度の拡充や復旧工事に要する費用の助成制度を創設すること。

(9) 大地震対策や土砂災害等への支援と広域支援体制の整備・強化

- ① 今後発生することが予想される、東海・東南海・南海地震を始めとする大地震等に備えるため、地域が取り組む防災および減災等の強化策に対して、財政措置を含む支援を拡充すること。
- ② 地震・津波・原子力災害等の大規模災害を想定し、住民を迅速かつ安全に避難させることのできる避難道路や港湾等の整備促進などを行うこと。
- ③ 被災した住宅団地の市道等の災害復旧にあたっては、市道等の二次的な被害を防止するため、宅地部も含めた面的一括災害復旧として採択すること。
- ④ 土砂災害復旧事業（災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）や宅地災害復旧事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、小規模住宅地区等改良事業、住宅地区改良事業等）について、補助率の嵩上げや、道路に市道を追加するなど、採択要件を緩和すること。
- ⑤ 広域で取り組む災害時支援体制の整備・強化についても、財政措置を講じること。
- ⑥ 広域に被害が及ぶ大規模災害時において、緊急車両、避難所、医療機関等に係る燃料（A重油、ガソリン、灯油など）の確保について、国レベルの支援体制を構築すること。
- ⑦ 災害時に流通機能などを確保するため、全国交通ネットワークについて検証し、必要な交通インフラについては、早急に整備すること。

2 税財政関連について

(1) 国と地方の税財源配分の是正

国と地方の税財源の配分については、地方が担う役割と責任に見合ったものとするを原則とし、地方が事務等を自主的かつ自立的に実施できるようにするため、まずは、速やかに国・地方の税財源配分を「5：5」となるよう、是正すること。

なお、地域主権改革に伴い移譲された権限については、事務等を実施するに当たって支障が生じることがないように、十分な財源を措置すること。

(2) 地方交付税総額等の確保と法定率の引上げ

地方交付税を始めとした地方の一般財源総額については、地方が安定して標準的な行政サービスを提供することができるよう、必要額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足を臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税の法定率を引上げるなど、抜本的な改善を図り、負担の先送りを解消すること。

(3) 地域自主戦略交付金総額の確保と制度の充実

地域自主戦略交付金については、従来の国庫補助金等の総額を確保するとともに、予算編成等に支障が生じることがないように、制度設計を早期に明示すること。

また、対象事業を拡充することにより、地方の自由裁量を拡大するほか、先行して実施している都道府県分の運用状況等を踏まえた見直しや地方からの意見・提案等を取り入れるなど、制度の改善に取り組むこと。

特に、基礎自治体は都道府県より年度間事業量の変動が大きいことから、基金への積立を可能とするなど、地方の実情に合わせ、柔軟に対応できる制度を構築すること。

なお、交付金の配分においては、社会資本整備総合交付金に係る事業計画期間が5か年とされていることを踏まえ、その継続事業分に十分な配慮を行うこと。

(4) 復興増税に伴う地方税増収分の活用

住民に対する課税は、行政サービスを提供するために必要な財源負担であることから、地方税増収分は、各自治体が自ら取り組む防災・減災事業等に活用できるようにすること。

平成23年11月2日

中核市市長会

平成 23 年度中核市市長会のあり方検討会議 中間報告書

平成 23 年 11 月 2 日

1. 中核市サミットの現状

(1) 概要

- ・各地域の諸課題への対応について議論を深め、全国にその活動と成果を発信
- ・真に実効性のある地域主権改革の推進と中核市制度の充実強化を図ることを目的として毎年開催

(2) 実施内容

- ・ブロックごとに開催地域が重ならないよう、開催希望市の中から開催地を決め、毎年秋に開催
- ・「開会式」、「基調講演」、「特別講演」、「分科会」、「全体会議・閉会式」で構成
(付随して「プロジェクト会議」、「市長会議」、「行政視察」等も実施)

(3) 経費負担

- ・中核市サミットの開催経費については、サミット開催市等（開催市または開催市が設置する実行委員会等）と中核市市長会が負担
- ・中核市市長会がサミット事業費として開催市等に交付する金額は、サミットに係る全事業の 3 分の 2 以内（上限 700 万円）

(4) サミットを含めた中核市市長会全体の収支

- ・平成 23 年度予算ベースで中核市市長会の財政規模は約 2,600 万円
- ・歳入の主なもの、会費約 1,200 万円、前年度からの繰越金約 1,300 万円
- ・歳出の主なもの、事業費 1,100 万円、会議費 320 万円、事務所費約 400 万円

2. 中核市サミットの課題

➤ 議論の活性化

- ・半数以上の市が、中核市サミットの開催目的として「市長間の議論の場」を最重要視している反面、達成度については低評価
- ・サミットに付随する一連の事業も含め、多くの市が「市長会議」、「プロジェクト会議」、「分科会」を優先・拡大すべきと回答

➤ 発信力の強化

- ・多数の市が、中核市サミットの開催目的として「国・政府に対するアピール」を重要視しているものの、達成度については最低評価

➤ 経費負担の検討

- ・開催市への経済効果や、市長会全体事業費とサミット事業費のバランスを考慮するなど、市長会の経費負担について再検討が必要

3. 中核市サミット見直しの視点

○ 課題別整理

- 議論の活性化
 - ・ プロジェクト会議や市長会議の時間をさらに確保できないか
 - ・ 分科会とプロジェクト会議のテーマに連携性をもたせられないか
 - ・ 議題の選定や会議の運営方法は適切か
- 発信力の強化
 - ・ 各事業と政策提言との関連性を高められないか
 - ・ 来場者数の増や来場者層の拡大に結びつく内容にできないか
- 経費負担の検討
 - ・ 中核市市長会と開催市の負担割合を見直すことはできないか
- 優先度別整理
 - 優先度“高～中”(実施すべき事業)
 - ・ プロジェクト会議や市長会議の時間をさらに確保できないか
 - 優先度“中～低”(実施について開催市等と市長会事務局が調整すべき事業)
 - ・ 特別講演、行政視察等の見直しはできないか

5. 中核市サミットの見直し案について

➢ 議論の活性化

- ・ プロジェクト会議にコーディネーターを配置、議論を整理し市長が発言できる時間を確保
- ・ 講演時間短縮等の見直しにより市長間の議論の場に時間を振り向ける
- ・ 市長会議や分科会等の議題に関係する有識者を交えた意見交換
- ・ 特定のテーマで市長会議を開催
- ・ 分科会テーマをさらに細分化した小規模分科会を設置

➢ 発信力の強化

- ・ 基調講演等の内容を一般来場者の増を目的としたものとする
- ・ 全国市長会等との意見交換により、連携して政策提言を発信
- ・ 中核市市長会代表者と学識経験者等によるパネルディスカッションを実施
- ・ 職員の政策提言能力向上等を目的とした政策コンクールを開催
- ・ 時宜に即したテーマを各市提出、議案化し、分科会審議にて要望・提言の重点化を図り、市長会議において採択
- ・ 各市特産品の試食や販売等の機会を設け、出展者同士の交流や開催市民民へのPRを

4. 市長会議で寄せられた意見

- 持ち回りで他の地方の中核市に行き、そこに全国の中核市関係者が集まることは大変意義のあることであるから、是非とも開催を前提に検討してほしい
- 各市の市議会議員の参加も多いので、議会の意向も踏まえた見直しを検討してほしい
- 議員を対象としたメニューを同時開催すれば、議会の理解も得られやすく、またサミットも盛り上がるのではないか
- 政策提言を行う上で、支援議連的なものを作り、国に対する積極的なアプローチを行うというのもひとつの方法ではないか

➢ 経費負担の検討

- ・ 優先度の低い事業の縮小や見直し、類似する事業の統合
- ・ 開催市への経済効果等を踏まえた中核市長会と開催市の経費負担割合の見直し
- ・ 会議参加負担金の徴収
- ・ (サミット以外に) 東京事務所費や人件費を各市公平に負担

【資料 6】

平成 23 年 11 月 2 日

中核市災害相互応援協定の広域災害時における応援体制の整備について

1. 現行のブロック分割と応援チーム分割の設定

協定の円滑な運用を図るため、「中核市市長会防災担当者会議規約」を定め、中核市（41 市）を北海道から九州まで地域ごとの 4 ブロックに分割している。（表-1 参照）

しかし今回、東日本大震災においては、広域的な大災害となった。このような場合、ブロック内の協定市の多くが被災し、近隣ブロックにまで被害が及ぶ可能性もあり、現行の地域ごとのブロック分けでは広域的な大災害には機能しないことが考えられる。

そこで、現行の地域的なブロック分けとは別に広域的な大災害に対応できる分割による支援が必要と考えられる。

そのため、基本的には「中核市災害相互応援協定」の規定通り現行のブロックで対応できる災害にはこのまま対応し、今回のような広域的災害が起こり現行ブロック内で対応できない時のための「応援チーム」分割を別に定めることとする。（表-2 参照）

2. 広域災害時の対応

広域災害時には、「応援チーム」と現行ブロック内の被災市以外の協定市が協力して、応援することとする。

(表-1)
現行ブロック分割

北海道・東北・関東ブロック		中部ブロック		近畿・中国ブロック		四国・九州ブロック	
北海道・東北	関東	北陸・甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州
函館市	宇都宮市	富山市	岐阜市	高槻市	倉敷市	高松市	長崎市
旭川市	川崎市	金沢市	豊橋市	東大阪市	福山市	松山市	熊本市
青森市	船橋市	長野市	岡崎市	姫路市	下関市	高知市	大分市
盛岡市	横須賀市		豊田市	奈良市			宮崎市
秋田市	柏市			和歌山市			鹿児島市
郡山市	前橋市			大津市			久留米市
いわき市	高崎市			西宮市			
				尼崎市			

(表-2)
「応援チーム」分割

①	函館市	郡山市	宇都宮市	岡崎市	奈良市	松山市	長崎市
②	いわき市	高崎市	柏市	長野市	大津市	福山市	大分市
③	青森市	横須賀市	岐阜市	豊橋市	尼崎市	倉敷市	熊本市
④	旭川市	前橋市	豊田市	高槻市	姫路市	高知市	鹿児島市
⑤	秋田市	船橋市	金沢市	西宮市	和歌山市	下関市	宮崎市
⑥	盛岡市	川崎市	富山市	東大阪市		高松市	久留米市
	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	[北海道 東北]	[関東]	[中部 北信越]	[近畿]	[中国 四国]	[九州 沖縄]	

(参 考)

応援チーム分割の考え方

① 中核市41市を6つの災害相互応援チームに分けることとする。

チームは、近隣地域ができるだけ重複しないように各地域（[北海道・東北]、[関東]、[中部・北信越]、[近畿]、[中国・四国]、[九州・沖縄]）から原則1市（2市の場合もあり）が参加してチーム編成する。

② 現行ブロック外の市とすでに相互応援協定を結んでいる市については、極力その協定が生きるようにチーム編成しましたが、編成上すべて考慮できなかったことはご了承くださいと思います。